

## 入 札 参 加 条 件

- (1) 建設業の許可を有すること
- (2) 建設業法第 28 条に定める指示、又は営業停止を受けていないこと。
- (3) 発注工事に対応する技術者を建設業法第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- (4) 東京都、神奈川県内に所在し、契約締結権限を有する本店、支店または営業所であること
- (3)直前 10 年間に、同工種で、同規模工事等以上の建築工事を施工した実績があること。
- (4)発注工事の工種に係る東京都、神奈川県内の自治体における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (5)入札公表の日から入札の日までの間に世田谷区において指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6)建設業法第 27 条の 23 の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に基づく建築一式工事の総合評点が東京都、神奈川県内に本店、支店または営業所を有する会社は「750 点以上」であること。
- (7)建設業法第 27 条の 23 の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に基づく建築一式工事の総合評点が世田谷区内に本店、支店または営業所を有する会社は「700 点以上」であること。

※入札までに、上記要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

# 指 名 業 者 選 定 基 準

## 1 選定の判断事項

以下に掲げる各事項を参考に、事項ごとに点数化するなどして入札参加予定業者の順位付けを行い、指名業者を選定してください。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 官公庁工事の実績の有無
- (3) 既発注工事の施工成績
- (4) 発注工事施工についての技術的特性
- (5) 発注工事の内容に適した専門性
- (6) 施工中の既発注工事の進捗状況等

## 2 指名の制限事項

法人は、次の各号の一に該当するものを指名することはできません。

### (1) 不誠実な行為があるもの

ア 東京都競争入札参加者指名停止措置要綱（平成6年9月30日付6財経総第756号財務局長決定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者

イ 入札公表の日から入札の日までの間に世田谷区において指名停止の措置を受けている者

ウ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実である者

エ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

### (2) 経営状況が著しく不健全である者

### (3) 法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

### (4) 前各号のほか、1の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

# 入 札 参 加 希 望 票

社会福祉法人 福翠会  
 理事長 石丸 翠 殿

令和8年 月 日

社 名 所 在 地 代 表 者	職氏名		
担 当 者	部 署 職氏名 電 話 F A X		
希望する工事	件名 社会福祉法人福翠会 (仮称) 第二いちご 児童クラブ新築工事		
	希望理由・自社のアピール等		
建設業の許可番号 有効期間 種 類			
東京都又はその他の自治体 における等級格付	業 種 (自治体名)	等 級	順 位
	建築工事 ( )		
過去5年間における 元請での受注最高実績	官 公 庁	民 間	
	千円	千円	

添付資料 : 直近の会社の経営状態がわかるもの (決算書等 直近のもの)  
 会社の役員構成・氏名がわかるもの (直近のもの)  
 経営事項審査結果通知書の写し (直近のもの)

## 質 問 票

質 問 事 項	回 答
1. 資本金	
2. 会社の従業員数	
3. 世田谷区における過去 10 年間の同種の工事実績(件名、金額等)	
4. 他官庁における過去3年間の同種の工事実績(件名、金額等)	
5. 民間における過去 10 年間の同種の工事実績(件名、金額等)	
6. 貴会社の専業及び自治体への登録業種	
7. 監理技術者数(残数)	
8. 現在実施している工事及び当該工事に従事させている監理技術者数	

※ 同種とは、福祉施設をいう。